

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例(53) 2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(54) 2
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例(55) 2
- 世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例(56) 2
- 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例(57) 2
- 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(58) 2
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例(59) 5

規 則

- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(95) 5
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(96) 6
- 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(97) 6
- 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(98) 6
- 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(99) 7
- 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(100) 7

訓 令 甲

- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正(28) 7
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(29) 8
- 世田谷区出張所処務規程の一部改正(30) 8
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正(31) 8
- 世田谷区職員の名札着用に関する規程の一部改正(32) 8
- 世田谷区戸籍事務等取扱規程の一部改正(33) 9
- 世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正(34) 9

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(733) ... 9
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(734) 9
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(735) 9
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(736) 9
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(737) 9

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(738) ... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(739) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(740) ... 9
- 令和6年4月1日世田谷区告示第221号の一部を訂正する告示(741)10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第223号の一部を訂正する告示(742)10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第222号の一部を訂正する告示(743)10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第224号の一部を訂正する告示(744)10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第226号の一部を訂正する告示(745)10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第225号の一部を訂正する告示(746)10
- 令和6年5月14日世田谷区告示第347号の一部を訂正する告示(747) ...10
- 令和6年5月14日世田谷区告示第348号の一部を訂正する告示(748)10
- 地方自治法に基づく予算の公表(749)10
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(750)10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(751) ...10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第215号の一部を訂正する告示(752)10
- 令和6年4月1日世田谷区告示第216号の一部を訂正する告示(753)10
- 地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の所在地の変更の告示(754) ...10
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(755)10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(756)10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示(757)11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(758) ...11
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(759)11
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(760)11
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示(761)11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示(762) ...11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(763)11
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(764)11
- 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(765)11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(766)11

- 令和6年4月1日世田谷区告示第207号の一部を訂正する告示(767)12
- 令和6年4月1日世田谷区告示第208号の一部を訂正する告示(768)12
- 令和6年4月1日世田谷区告示第209号の一部を訂正する告示(769)12
- 令和6年4月1日世田谷区告示第214号の一部を訂正する告示(770)12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(771)12
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表(772)12
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(773) ...13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(774) ...13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(775) ...13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(776)13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(777) ...13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(778)13
- 令和6年4月1日世田谷区告示第251号の一部を訂正する告示(779)13
- 令和6年4月1日世田谷区告示第252号の一部を訂正する告示(780)13
- 令和6年7月1日世田谷区告示第458号の一部を訂正する告示(781)13
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(782)13
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(783)13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(784)14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(785) ...14
- 世田谷区公契約の労働報酬上限額について(786)14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(787) ...14
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(788)14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(789) ...15
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(790)15
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(791)15
- 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(792)15
- 令和6年4月1日世田谷区告示第256号の一部を訂正する告示(793)15
- 令和6年4月1日世田谷区告示第257号の一部を訂正する告示(794)15
- 令和6年4月1日世田谷区告示第

世田谷区公報

258号の一部を訂正する告示(795) …… 15

○建築基準法に基づく道路指定の告示(796) …… 15

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(797) …… 15

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(798) …… 15

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(799) …… 15

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(800) …… 16

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(801) …… 16

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(802) …… 16

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(803) …… 16

○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(804) …… 16

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(805) …… 16

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(806) …… 16

○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(807) …… 16

公 告

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(70) …… 16

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(71) …… 16

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく理事長の氏名及び住所の公告(72) …… 16

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(73) …… 16

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(74) …… 17

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(75) …… 17

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(76) …… 17

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(77) …… 17

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(78) …… 17

規 則(教)

○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(12) …… 17

○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則(13) …… 18

訓 令 甲(教)

○学校職員の兼業等及び教員等の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正(8) …… 19

訓 令 甲(議)

○世田谷区議会個人情報保護条例施行規程の一部改正(3) …… 19

告 示(選)

○公職選挙法第28条の規定により選

挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示(53) …… 19

○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和6年12月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(54) …… 19

○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示(55) …… 19

告 示(農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(11) …… 19

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和6年12月9日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第53号
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第54号
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第55号
世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第56号
世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第57号
世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第58号
世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

世田谷区条例第59号
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「令和6年3月1日から同年4月30日まで」を「令和7年2月1日から同年5月31日まで」に改める。
附 則
この条例は、令和7年2月1日から施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例
世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第2 世田谷区烏山まちづくりセンタ

一の項中「東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号」を「東京都世田谷区南烏山六丁目4番26号」に改める。
附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例
世田谷区介護保険条例(平成12年3月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「6月」を「7月」に改め、同条第4項中「10」を「9」に改める。
附 則
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
2 この条例による改正後の第6条第1項及び第4項の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例
世田谷区子ども基金条例(平成18年3月世田谷区条例第26号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
世田谷区子ども・若者基金条例
第1条中「子ども及び子育て」の次に「並びに青年期の若者(おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。)」を加え、「世田谷区子ども基金」を「世田谷区子ども・若者基金」に改める。
附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例
世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「東京都世田谷区喜多見三丁目4番30号」を「東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号」に改める。
附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
(趣旨)
第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の4第1項の規定により適用される法第12条の4第2項の規定に基づき、世田谷区(以下「区」という。)における一時保護施設の設備及び運営に関する最低限度の基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。
(目的等)
第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的かつ家庭的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身と

<p>もに健やかに、かつ、安全で安心な生活を送ることを保障するものとする。</p> <p>2 区は、一時保護施設の設置に当たって定めた、児童の生命・心身の安全の確保を最優先とし、児童の権利を尊重し、かつ、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な支援を提供するという区の基本理念に則り、一時保護施設に必要な設備を設け、及びその運営を行うものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この条例で使用用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。</p> <p>2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p> <p>(一時保護施設の一般原則)</p> <p>第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に充分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4 一時保護施設は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 一時保護施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 一時保護施設は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>(入所した児童を平等に取り扱う原則)</p> <p>第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>(児童の権利擁護)</p> <p>第10条 区長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。</p> <p>2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第6条の3第17項に規定する意見表明等支援事業により把握された意見又は意向及び法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。</p> <p>(児童の権利の制限)</p> <p>第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。</p> <p>2 一時保護施設においては、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>(児童の行動の制限)</p> <p>第12条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。</p> <p>(児童の所持品等)</p> <p>第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。</p> <p>2 一時保護施設においては、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。</p> <p>3 一時保護施設においては、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲</p>	<p>げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第15条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、その入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 一時保護施設は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第4号及び第29条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第4号及び第29条第2項において同じ。)、相談室、食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる児童が相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条において同じ。))を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)</p> <p>(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。</p> <p>(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。</p> <p>(4) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。</p> <p>(5) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向、同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。</p> <p>(6) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>(7) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
--	--	---

（一時保護施設における職員の一般的要件）
 第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 区長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数並びに心理療法担当職員及び学習指導員の数の基準は、規則で定める。

（夜間の職員配置）

第20条 一時保護施設には、夜間において、規則で定める数の職員を置かなければならない。

2 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間において、前項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、指導教育担当職員（職員の指導及び教育を行う者をいう。以下この条及び附則第4項において同じ。）を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に、通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設

の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの

(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたものの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の

教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにおいては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。（衛生管理等）

第26条 入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着については、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。（食事）

第27条 一時保護施設においては、児童が安心して食事をすることができるよう、家庭的な環境の整備に努めなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

3 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

4 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに

入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

5 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

6 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により入所した児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を当該児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて一時保護の解除、医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は区長に報告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望及び意向を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすしてはならない。

2 区長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 区長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第16条の規定は適用せず、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第36号)第53条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日までの間、これによらないことができる。この場合において、当該一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制については、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第54条及び第60条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めたものを指導教育担当職員として置くことができる。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(3)の款世田谷区立中町二丁目北公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立中町三丁目丘の上公園	東京都世田谷区中町三丁目7番14号
-----------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区規則第95号 世田谷区公印規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第96号 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第97号 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第98号 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第99号 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第100号 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則(平成元年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表2の部7の項中「介護保険被保険者証被保険者確認」を「介護保険被保険者証被保険者資格確認」に改め、同表4の部44

の項中「シニアボランティア活動実績管理システム用」を「介護保険システム用」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月6日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第13条の表(2)の項中「特別区民税・都民税減免可否決定通知書」を「特別区民税・都民税減免及び森林環境税免除可否決定通知書」に改める。

第16条の表(1)の項中「特別区民税・都民税・森林環境税税額決定・納税通知書」を「特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書兼変更(決定)通知書」に改め、同表(2)の項を削り、(3)の項を(2)の項とし、(4)の項から(4)の項までを1項ずつ繰り上げる。

第23条の表(2)の項中「換価の猶予通知書」を「換価猶予通知書」に改め、同表(3)の項中「換価の猶予期間延長通知書」を「換価猶予期間延長通知書」に改め、同表(4)の項中「換価の猶予取消通知書」を「換価猶予取消通知書」に改める。

第24条の表(1)の項中「滞納処分の執行停止通知書」を「滞納処分執行停止通知書」に改め、同表(2)の項中「滞納処分の執行停止取消通知書」を「滞納処分執行停止取消通知書」に改める。

様式目次第12号の2様式の項を次のように改める。

第12号の2様式 特別区民税・都民税減免及び森林環境税免除可否決定通知書

様式目次第16号様式の項及び第16号の2様式の項を次のように改める。

第16号様式 特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書兼変更(決定)通知書

第16号の2様式 削除
様式目次第26号様式の項を次のように改める。

第26号様式 督促状(1)(2)(3)(4)(5)
様式目次第35号の2様式の項を次のように改める。

第35号の2様式 徴収猶予期間延長許可書

様式目次第38号の2様式の項から第42号様式の項までを次のように改める。

第38号の2様式 換価猶予通知書
第39号様式 換価猶予期間延長通知書
第40号様式 換価猶予取消通知書
第41号様式 滞納処分執行停止通知書
第42号様式 滞納処分執行停止取消通知書

第6号様式を次のように改める。

様式省略
第6号の6様式を次のように改める。

様式省略
第7号の4様式を次のように改める。

様式省略
第12号様式及び第12号の2様式を次のように改める。

様式省略

第13号様式及び第13号の2様式を次のように改める。

様式省略
第16号様式及び第16号の2様式を次のように改める。

様式省略
第16号の2様式 削除

第17号様式を次のように改める。

様式省略
第19号様式の(1)の2を次のように改める。

様式省略
第19号様式の(2)の1を次のように改める。

様式省略
第26号様式の(1)から第26号様式の(3)までを次のように改める。

様式省略
第26号様式の(4)を第26号様式の(5)とし、第26号様式の(3)の次に次の1様式を加える。

様式省略
第27号様式から第29号様式までを次のように改める。

様式省略
第34号様式から第35号の2様式までを次のように改める。

様式省略
第37号様式から第43号様式までを次のように改める。

様式省略
第46号様式及び第47号様式を次のように改める。

様式省略
第46号様式及び第47号様式を次のように改める。

附 則

1 この規則は、令和7年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第6号の6様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則(昭和50年7月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第4号様式」を「第4号様式の(1)(2)(3)」に改める。

第1号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略
第3号様式中「本人・代理人の区分に「レ」をし、代理人の場合は、下の欄もお書きください。」を削る。

第4号様式を削り、第3号様式の次に次の3様式を加える。

様式省略
附 則

1 この規則は、令和7年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式裏面以外の部分及び第3号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区介護保険条例施行規則の一

部を改正する規則

世田谷区介護保険条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第43号)の一部を次のように改正する。

第11条中「世田谷区介護保険料額決定・変更通知書(第1号様式)を「納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(第1号様式)、納入通知書(介護保険料額決定通知書)(第1号の2様式)、納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収仮徴収額変更通知書(第1号の3様式)、納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収中止通知書(第1号の4様式)、納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収変更通知書(第1号の5様式)及び納入通知書(介護保険料額変更通知書)(第1号の6様式)」に改める。

第12条第1項中「世田谷区介護保険料額決定・変更通知書」を「納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書、納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収仮徴収額変更通知書、納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収中止通知書及び納入通知書(介護保険料額変更通知書)兼特別徴収変更通知書」に改め、同条第2項中「世田谷区介護保険料特別徴収開始通知書」を「特別徴収開始通知書(仮徴収)」に改める。

第13条第2項中「世田谷区介護保険料延滞金減免申請書」を「介護保険料延滞金減免申請書」に改め、同条第3項中「世田谷区介護保険料延滞金減額・免除決定通知書」を「介護保険料延滞金減免決定通知書」に改める。

第14条第1項中「世田谷区介護保険料徴収猶予申請書」を「介護保険料徴収猶予申請書」に改め、同条第2項中「徴収猶予をすることを決定したときは世田谷区介護保険料徴収猶予決定通知書(第6号様式)により、徴収猶予をしないことを決定したときは世田谷区介護保険料徴収猶予却下通知書(第7号様式)により、その旨を」を「介護保険料徴収猶予決定通知書(第6号様式)により当該申請をした者に」に改める。

第16条第1項中「世田谷区介護保険料減額・免除申請書(第8号様式)を「介護保険料減額・免除申請書(第7号様式)」に改める。

第18条中「世田谷区介護保険料減免決定・変更・却下通知書(第9号様式)を「介護保険料減免決定通知書(第8号様式)」に改める。

第20条第1項中「取り消す」を「取り消し、介護保険料減免取消通知書(第9号様式)により当該減免の決定を取り消された者にその旨を通知する」に改める。

第21条第2項中「世田谷区介護保険料徴収職員証」を「世田谷区介護保険料等徴収職員証」に改める。

第23条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の次に「又はその還付する徴収金(以下「還付金」という。)に還付加算金を加算するときを加え、「介護保険料還付通知書」を「介護保険料還付(充当)通知書」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「又は

未納に係る徴収金に充当する徴収金に還付加算金を加算するとき」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「第2項」を「前2項」に、「還付金の支払い」を「還付金及び還付加算金の支払い」に、「介護保険料還付請求書兼口座振替依頼書(第14号様式の(1)(2))を、前項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る還付金加算金又は充当加算金の支払いを受けようとするときは介護保険料還付・充当加算金請求書兼口座振替依頼書(第15号様式の(1)(2))を「介護保険料還付請求書(第13号様式)」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第4項とする。

この場合において、当該請求後の請求を省略しようとするときは、当該請求書にその旨を記載しなければならない。

第23条に次の1項を加える。

5 区長は、前項後段の規定による請求の省略の希望があった場合には、当該請求を省略させることができる。

第24条第1項中「20日」を「40日」に、「世田谷区介護保険料督促状兼納付書(第16号様式。次項において「督促状」という。)」を「督促状」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保険料に係る督促状の様式は、第14号様式とする。

第26条第1項中「世田谷区介護保険料納付済額証明書交付申請書(第17号様式)」を「介護保険料納付証明書交付申請書(第15号様式)」に改め、同条第2項中「介護保険料納付済額証明書(第18号様式)」を「介護保険料納付証明書(第16号様式)」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第1号様式の次に次の5様式を加える。

様式省略

第2号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式中「世田谷区介護保険料延滞金減免申請書」を「介護保険料延滞金減免申請書」に、「賦課年度」を「調定年度」に、「相当年度」を「賦課年度」に改める。

第4号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式中「世田谷区介護保険料徴収猶予申請書」を「介護保険料徴収猶予申請書」に、「賦課年度(相当年度)」を「調定年度(賦課年度)」に改める。

第6号様式を次のように改める。

様式省略

第7号様式を削る。

第8号様式中「世田谷区介護保険料減額・免除申請書」を「介護保険料減額・免除申請書」に、「支払種別」を「納付種別」に改め、同様式を第7号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第9号様式から第13号様式までを次のように改める。

様式省略

第14号様式の(1)から第18号様式までを削り、第13号様式の次に次の3様式を加える。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和7年1月6日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式、第5号様式、第8号様式、第14号様式の(1)(2)、第15号様式の(1)(2)及び第17号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第10号様式による用紙を用いて作成され、交付されている世田谷区介護保険料徴収職員証は、この規則による改正後の第10号様式による用紙を用いて作成され、交付されている世田谷区介護保険料等徴収職員証とみなす。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭和57年6月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「当該扶養親族等又は」を「当該扶養親族等(30歳以上70歳未満の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。)又は」に、「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「同法」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和7年1月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、令和6年12月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和6年12月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。(非常災害対策)

第3条 条例第6条第2項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(設備の基準)

第4条 条例第16条第8号の規定で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(2) 少年の居室の1室の定員は、これを1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。

(3) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む。以下この号において同じ。)で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
(4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
(5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第5条 条例第19条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とすること。

(2) 心理療担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とすること。

(3) 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならないこと。

(夜間の職員配置)

第6条 条例第20条第1項に規定する規則で定める職員の数は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。) 2人以上

(2) 一時保護施設(前号に規定するものを除く。) 1のユニットごとに1人以上。ただし、夜間に置かれる職員の総数は、2人を下回ることとはできない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第28号

庁 中 一 般
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保 坂 展 人

第8条の表区民課の部区民係の項第6号中「被保険者証及び高齢受給者証」を「資格確認書、資格情報通知書及び高齢受給者証の交付等並びに被保険者証の訂正」に改め、同項第8号中「に係る申請の受理及び限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付」を「の申請の受理及び特定疾病療養受療証の交付」に改め、同項中第29号を第31号とし、第21号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同項第20号中「特定疾病、限度額適用及び標準負担額減額認定の申請の受付」を「特定疾病認定の申請の受付及び特定疾病療養受療証の引渡し」に改め、同号を同項第21号とし、同号の次に次の1号を

加える。
⑳ 後期高齢者医療の限度額適用及び標準負担額減額認定証の交付申請の受付(再交付に係るものに限る。)に関すること。

第8条の表区民課の部区民係の項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同項第16号中「被保険者証」を「転入者に係る資格の取得に関する届の受付並びに資格確認書」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の受付(再交付に係るものに限る。)に関すること。

別表2の部区民課の款4の項課長決定の欄第4号を次のように改める。

4 資格確認書、資格情報通知書及び高齢受給者証の交付等に関すること。

別表2の部区民課の款4の項課長決定の

欄第7号中「を再交付する」を「の交付申請の受付(再交付に係るものに限る。)をする」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第6号中「に係る」を「の」に改め、同号を同欄第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 特定疾病療養受療証を交付すること。
別表2の部区民課の款4の項課長決定の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 被保険者証を訂正すること。
別表2の部区民課の款10の項中「後期高齢者の医療」を「後期高齢者医療」に改め、同項課長決定の欄第1号を次のように改める。

1 転入者に係る資格の取得に関する届を受け付けること。

別表2の部区民課の款10の項課長決定の欄中第6号を削り、第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

2 資格確認書の交付申請の受付(転入

者の分及び再交付に係るものに限る。)をすること。

3 資格確認書の引渡し(転入者の分及び再交付に係るものに限る。)をすること。

別表2の部区民課の款10の項課長決定の欄に次の3号を加える。

8 特定疾病認定の申請を受け付けること。

9 特定疾病療養受療証の引渡しをすること。

10 限度額適用及び標準負担額減額認定証の交付申請の受付(再交付に係るものに限る。)をすること。

◎世田谷区訓令甲第29号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

別表11の部国保・年金課の款4の項を次のように改める。

4 国民健康保険の資格確認書等に関すること。

- 1 資格確認書等の交付等に関すること。
- 2 高齢受給者証の交付等に関すること。
- 3 高齢受給者証に係る基準収入額の適用を承認すること。

別表11の部国保・年金課の款15の項を次のように改める。

15 後期高齢者医療資格確認書等の引渡しに関すること。

- 1 資格確認書等の引渡しに関すること。

別表11の部国保・年金課の款16の項及び同部保険料収納課の款3の項中「後期高齢者医療の保険料」を「後期高齢者医療保険料」に改める。

◎世田谷区訓令甲第30号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所

世田谷区出張所処務規程(平成3年4月世田谷区訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

第2条第13号中「被保険者証及び高齢受給者証」を「資格確認書、資格情報通知書及び高齢受給者証の交付等並びに被保険者証の訂正」に改め、同条第19号中「被保険者証」を「転入者に係る資格の取得に関する届の受付並びに資格確認書」に改める。

第3条ただし書中「第10号」を「第9号」に改め、同条第7号中「被保険者証」を「資格確認書、資格情報通知書」に、「再交付」を「再交付等」に改め、同条第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同条第29号中「第24号」を「第23号」に改め、同号を同条第28号とし、同条第30号を第29号とし、第31号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

別表2の部一般事務の款8の項所長決定の欄第4号中「被保険者証及び高齢受給者証を交付する」を「資格確認書、資格情報通知書及び高齢受給者証の交付等をする」に改め、同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 被保険者証を訂正すること。

別表2の部一般事務の款11の項中「後期高齢者の医療」を「後期高齢者医療」に改め、同項所長決定の欄第1号中「被保険者証の交付の申請書の受付をする」を「資格の取得に関する届を受け付ける」に改め、同欄第2号中「被保険者証の」を「資格確認書の交付申請の受付及びその」に改め、同表3の部一般事務の款5の項まちづくり・防災担当係長決定の欄第1号中「被保険者証及び高齢受給者証を再交付する」を「資格確認書、資格情報通知書及び高齢受給者証の再交付等をする」に改め、同款中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から15の項までを1項ずつ繰り上げる。

◎世田谷区訓令甲第31号

庁 中 一 般
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人
第8条の表区民課の部戸籍係の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

別表2の部区民課の款中22の項を削り、23の項を22の項とし、同部街づくり課の款17の項中「第29条」を「第42条」に改める。

◎世田谷区訓令甲第32号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区職員の名札着用に関する規程(平成15年9月世田谷区訓令甲第26号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人

第2条中「別表」を「様式」に改める。
第5条第2項中「名札等再貸与願(様式)」を「総務部長が別に定める申請方法」に改める。

別表を削る。
様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この訓令は、令和7年2月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第33号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 出 張 所

世田谷区戸籍事務等取扱規程(平成3年4月世田谷区訓令甲第38号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人

目次中「第27条」を「第26条」に改める。第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。

◎世田谷区訓令甲第34号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 出 張 所

世田谷区住民基本台帳事務取扱規程(昭和58年10月世田谷区訓令甲第51号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人

第10条第1項の表住民票の項中「第1号様式(1)(2)(3)(4)」を「第1号様式の(1)(2)(3)(4)(5)(6)」に改め、同項の次に次のように加える。

住民票(除票) 第1号の2様式の(1)(2)(3)(4)

第10条第1項の表住民票記載事項証明書の中「第2号様式(1)(2)」を「第2号様式の(1)(2)(3)(4)(5)(6)」に改め、同項の次に次のように加える。

住民票除票記載事項証明書 第2号の2様式の(1)(2)(3)(4)

第10条第1項の表戸籍附票の項中「戸籍附票」を「戸籍の附票」に「第3号様式(1)(2)(3)」を「第3号様式の(1)(2)(3)」に改め、同表転出証明書の項中「第5号様式(1)(2)」を「第5号様式の(1)(2)(3)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第3号様式(1)(2)(3)」を「第3号様式の(1)(2)(3)」に改め、同項を同条第2項とする。

第1号様式(1)から第1号様式(4)までを次のように改める。

第1号様式の(4)の次に次の6様式を加える。

様式省略

第2号様式(1)及び第2号様式(2)を次のように改める。

様式省略

第2号様式の(2)の次に次の8様式を加える。

様式省略

第3号様式(1)から第3号様式(3)までを次のように改める。

様式省略

第5号様式(1)及び第5号様式(2)を次のように改める。

様式省略

第5号様式の(2)の次に次の1様式を加える。

様式省略

第6号様式裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年1月6日から施行する。ただし、第6号様式裏面の改正規定は、同年6月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第733号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1 事業所の名称 | クロッカ祖師谷 |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区祖師谷三丁目6番10号アコード成城1階 |
| 3 申請者の名称 | 株式会社学研ココファン・ナーサリー |
| 4 指定年月日 | 令和6年12月1日 |
| 5 障害児通所支援の種類 | 児童発達支援 |

◎世田谷区告示第734号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第735号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第736号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第737号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指

定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年12月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第738号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 認定番号 | (1) 28-1 |
| | (2) 47-5 |
| 2 変更の区間 | (1) 世田谷区南烏山四丁目1093番2の内 |
| | (2) 世田谷区南烏山四丁目1093番2の内 |
| 3 変更の区域 | (1) 延長 11.97メートル |
| | 幅員 1.08メートルから1.09メートルまで |
| | 面積 13.16平方メートル |
| | (2) 延長 8.22メートル |
| | 幅員 0.16メートルから0.19メートルまで |
| | 面積 3.24平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和6年12月3日 |

◎世田谷区告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 認定番号 | 47-5 |
| 2 供用開始の区間 | 世田谷区南烏山四丁目1093番1の内 |
| 3 供用開始の区域 | 延長 0.10メートル |
| | 幅員 0.16メートル |
| | 面積 0.01平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和6年12月3日 |

◎世田谷区告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月3日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区公報

<p>1 認定番号 53-18</p> <p>2 変更の区間 世田谷区世田谷一丁目210番6の内</p> <p>3 変更の区域 延長 12.42メートル 幅員 0.01メートルから 0.03メートルまで 面積 0.26平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年12月3日</p>	<p>告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p> <p>◎世田谷区告示第748号 令和6年5月14日世田谷区告示第348号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第752号 令和6年4月1日世田谷区告示第215号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月6日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>																		
<p>◎世田谷区告示第741号 令和6年4月1日世田谷区告示第221号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第749号 令和6年12月5日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和6年12月5日 世田谷区長 保坂展人 令和6年度世田谷区一般会計補正予算(第4次) 別添省略</p>	<p>◎世田谷区告示第753号 令和6年4月1日世田谷区告示第216号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月6日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>																		
<p>◎世田谷区告示第742号 令和6年4月1日世田谷区告示第223号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第750号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和6年12月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 指定変更番号</td> <td>第2939号</td> </tr> <tr> <td>2 指定変更年月日</td> <td>令和6年12月5日</td> </tr> <tr> <td>3 指定変更の位置</td> <td>世田谷区祖師谷二丁目41番14の一部、41番16の一部及び41番20</td> </tr> <tr> <td>4 道路の幅員</td> <td>4.36から15.00メートルまで</td> </tr> <tr> <td>5 道路の延長</td> <td>88.7メートル</td> </tr> <tr> <td>6 申請者氏名</td> <td>東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三</td> </tr> </table>	1 指定変更番号	第2939号	2 指定変更年月日	令和6年12月5日	3 指定変更の位置	世田谷区祖師谷二丁目41番14の一部、41番16の一部及び41番20	4 道路の幅員	4.36から15.00メートルまで	5 道路の延長	88.7メートル	6 申請者氏名	東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三	<p>◎世田谷区告示第754号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第3項の規定による指定公金事務取扱者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。 令和6年12月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <table border="0"> <tr> <td>1 名称</td> <td>株式会社世田谷サービス公社</td> </tr> <tr> <td>2 所在地</td> <td>変更前 世田谷区太子堂3丁目25番9号 変更後 世田谷区世田谷1丁目23番2号</td> </tr> <tr> <td>3 変更年月日</td> <td>令和6年8月13日</td> </tr> </table>	1 名称	株式会社世田谷サービス公社	2 所在地	変更前 世田谷区太子堂3丁目25番9号 変更後 世田谷区世田谷1丁目23番2号	3 変更年月日	令和6年8月13日
1 指定変更番号	第2939号																			
2 指定変更年月日	令和6年12月5日																			
3 指定変更の位置	世田谷区祖師谷二丁目41番14の一部、41番16の一部及び41番20																			
4 道路の幅員	4.36から15.00メートルまで																			
5 道路の延長	88.7メートル																			
6 申請者氏名	東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三																			
1 名称	株式会社世田谷サービス公社																			
2 所在地	変更前 世田谷区太子堂3丁目25番9号 変更後 世田谷区世田谷1丁目23番2号																			
3 変更年月日	令和6年8月13日																			
<p>◎世田谷区告示第743号 令和6年4月1日世田谷区告示第222号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第751号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年12月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年12月6日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第755号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和6年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年12月9日 世田谷区長 保坂展人</p>																		
<p>◎世田谷区告示第744号 令和6年4月1日世田谷区告示第224号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 認定番号</td> <td>28-1</td> </tr> <tr> <td>2 変更の区間</td> <td>世田谷区代沢一丁目10番10の内から10番8の内まで</td> </tr> <tr> <td>3 変更の区域</td> <td>延長 10.67メートル 幅員 1.01メートルから 1.13メートルまで 面積 11.38平方メートル</td> </tr> <tr> <td>4 供用開始の期日</td> <td>令和6年12月6日</td> </tr> </table>	1 認定番号	28-1	2 変更の区間	世田谷区代沢一丁目10番10の内から10番8の内まで	3 変更の区域	延長 10.67メートル 幅員 1.01メートルから 1.13メートルまで 面積 11.38平方メートル	4 供用開始の期日	令和6年12月6日	<p>◎世田谷区告示第756号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和6年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年12月9日</p>										
1 認定番号	28-1																			
2 変更の区間	世田谷区代沢一丁目10番10の内から10番8の内まで																			
3 変更の区域	延長 10.67メートル 幅員 1.01メートルから 1.13メートルまで 面積 11.38平方メートル																			
4 供用開始の期日	令和6年12月6日																			
<p>◎世田谷区告示第745号 令和6年4月1日世田谷区告示第226号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第746号 令和6年4月1日世田谷区告示第225号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第757号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和6年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年12月9日</p>																		
<p>◎世田谷区告示第746号 令和6年4月1日世田谷区告示第225号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人 告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。</p>																				
<p>◎世田谷区告示第747号 令和6年5月14日世田谷区告示第347号の一部を次のように訂正する。 令和6年12月4日 世田谷区長 保坂展人</p>																				

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G250

2 変更の区間
世田谷区若林四丁目253番14の内
から253番6の内まで

3 変更の区域
延長 27.87メートル
幅員 1.47メートルから
1.55メートルまで
面積 41.98平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年12月9日

◎世田谷区告示第757号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和6年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G250

2 供用開始の区間
世田谷区若林四丁目253番5の内

3 供用開始の区域
延長 0.14メートル
幅員 0.76メートル
面積 0.10平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年12月9日

◎世田谷区告示第758号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
42-25

2 変更の区間
世田谷区南烏山一丁目187番23の内

3 変更の区域
延長 8.46メートル
幅員 0.09メートルから
0.17メートルまで
面積 1.16平方メートル

4 供用開始の期日
令和6年12月9日

◎世田谷区告示第759号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年12月9日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第760号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 アマゾンジャパン合同会社
(2) 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金

3 指定納付受託者の指定をした日
令和6年12月1日

◎世田谷区告示第761号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年12月9日
世田谷区長 保坂展人

1 名称 世田谷区立中町三丁目丘の上公園

2 位置 東京都世田谷区中町三丁目7番14号

3 区域 別紙案内図のとおり

4 供用開始の期日 令和6年12月9日

別紙省略

◎世田谷区告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。

この関係図面は、令和6年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更により廃止する区間
世田谷区桜丘二丁目2929番1地先無番

3 変更により廃止する区域
延長 19.29メートル
幅員 0.90メートルから
0.91メートルまで
面積 17.56平方メートル

4 供用廃止の期日
令和6年12月10日

◎世田谷区告示第763号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年12月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区桜丘二丁目2929番12から2929番8まで
(2) 世田谷区桜丘二丁目2929番11から2929番9まで

3 変更の区域
(1) 延長 29.67メートル
幅員 0.75メートルから
0.76メートルまで
面積 22.56平方メートル
(2) 延長 57.62メートル
幅員 0.76メートルから
1.02メートルまで
面積 50.44平方メートル

◎世田谷区告示第764号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業所を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和6年12月11日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 愛の家グループホーム中野上高田

2 事業所の所在地 東京都中野区上高田一丁目2番45号

3 事業者の名称 メディカル・ケア・サービス株式会社

4 指定年月日 令和6年10月14日

5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第765号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和6年12月11日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 健康生活サポートセンター

2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖師谷一丁目35番4号2階

3 事業者の名称 特定非営利活動法人健康生活サポートセンター

4 指定年月日 令和7年1月1日

5 サービスの種類 介護予防支援

◎世田谷区告示第766号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G124
- 2 変更の区間
世田谷区船橋二丁目29番6の内
- 3 変更の区域
延長 25.53メートル
幅員 0.63メートル
面積 16.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月11日

◎世田谷区告示第767号

令和6年4月1日世田谷区告示第207号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月13日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第768号

令和6年4月1日世田谷区告示第208号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月13日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第769号

令和6年4月1日世田谷区告示第209号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月13日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第770号

令和6年4月1日世田谷区告示第214号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月13日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第771号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D045-03
- 2 変更の区間
世田谷区桜新町二丁目330番16の内から330番17の内まで
- 3 変更の区域
延長 17.48メートル
幅員 0.42メートルから
0.50メートルまで
面積 8.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月13日

◎世田谷区告示第772号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。

令和6年12月13日

世田谷区長 保坂展人

1. 一般会計予算執行状況

歳入		歳出	
予算現額	4,013億5,448万円	予算現額	4,013億5,448万円
収入済額	1,692億9,125万円	支出済額	1,513億6,010万円
収入率	42.2%	執行率	37.7%

※予算現額・収入済額・支出済額いずれも、繰越明許・事故繰越を含みます。

2. 特別会計予算執行状況

	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	856億3,490万円	351億6,736万円	41.1%	297億5,461万円	34.7%
後期高齢者医療会計	267億5,283万円	106億7,512万円	39.9%	82億3,910万円	30.8%
介護保険事業会計	761億3,421万円	326億1,205万円	42.8%	296億2,177万円	38.9%
学校給食費会計	35億5,598万円	32億4,182万円	91.2%	11億5,838万円	32.6%

3. 区有財産現在高

土地	256万8,886.01平方㍍
建物	126万3,470.87平方㍍
工作物	304億7,566万円
有価証券（株券）	4億3,000万円
出資による権利	28億4,296万円
債権	58億3,033万円
基金	1,658億9,846万円

4. 区民の特別区税負担

特別区税（区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税）の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

年度	1人あたり	1世帯あたり
6年度	14万2,919円	26万2,510円
5年度	14万4,854円	26万8,073円

※9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

5. 特別区債現在高の状況

5年度末現在高	481億3,193万円
償還額（4～9月に返済した元金）	15億9,315万円
6年4～9月の発行額	0円
6年9月末現在高	465億3,879万円

6. 一時借入金

上半期は、必要としませんでした。

※各表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。

◎世田谷区告示第773号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢二丁目984番84の内から984番83の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.22メートル
幅員 0.23メートルから
0.29メートルまで
面積 3.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月16日

◎世田谷区告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区野沢一丁目574番13の内
- 3 変更の区域
延長 6.27メートル
幅員 0.19メートルから
0.20メートルまで
面積 1.22平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月16日

◎世田谷区告示第776号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-G123
- 2 変更の区間
世田谷区野沢一丁目574番13の内から574番46の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.69メートル
幅員 0.08メートルから
0.16メートルまで
面積 1.48平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月16日

◎世田谷区告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目55番7の内
- 3 変更の区域
延長 7.99メートル
幅員 0.36メートル
面積 2.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月16日

◎世田谷区告示第778号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

21-D031-05

- 2 変更の区間
世田谷区大原二丁目1261番41
- 3 変更の区域
延長 8.56メートル
幅員 0.69メートルから
0.80メートルまで
面積 6.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月16日

◎世田谷区告示第779号

令和6年4月1日世田谷区告示第251号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第780号

令和6年4月1日世田谷区告示第252号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第781号

令和6年7月1日世田谷区告示第458号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月16日

世田谷区長 保坂展人
告示中「4 委託期間
令和6年7月1日から同
「4 指定公金事務取
令和6年7
年9月20日まで」を 5 委託期間
令和6年7
扱者として指定した日
1日 に改める。
1日から同年9月20日まで」

◎世田谷区告示第782号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年12月17日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第783号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3

世田谷区公報

月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年12月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第784号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D091-03
- 2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目588番9の内
- 3 変更の区域
延長 12.64メートル
幅員 0.60メートルから
0.61メートルまで
面積 7.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月18日

◎世田谷区告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目212番12の内
- 3 変更の区域
延長 7.95メートル
幅員 0.05メートルから
0.11メートルまで
面積 0.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月18日

◎世田谷区告示第786号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

令和6年12月19日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	3,007円
2	普通作業員	2,699円
3	軽作業員	1,870円
4	造園工	2,752円
5	法面工	3,358円
6	とび工	3,315円
7	石工	3,337円
8	ブロック工	3,103円
9	電工	3,199円
10	鉄筋工	3,284円
11	鉄骨工	2,975円
12	塗装工	3,475円
13	溶接工	3,592円
14	運転手(特殊)	3,071円
15	運転手(一般)	2,508円
16	潜かん工	3,730円
17	潜かん世話役	4,420円
18	さく岩工	3,783円
19	トンネル特殊工	3,602円
20	トンネル作業員	3,124円
21	トンネル世話役	4,080円
22	橋りょう特殊工	3,496円
23	橋りょう塗装工	3,570円
24	橋りょう世話役	4,091円
25	土木一般世話役	3,294円
26	高級船員	3,889円
27	普通船員	3,135円
28	潜水士	5,015円
29	潜水連絡員	3,666円
30	潜水送気員	3,560円
31	山林砂防工	3,262円
32	軌道工	5,780円
33	型わく工	3,188円
34	大工	3,060円
35	左官	3,273円
36	配管工	2,869円
37	はつり工	3,039円
38	防水工	3,634円
39	板金工	3,443円
40	タイル工	-
41	サッシ工	3,230円
42	屋根ふき工	-
43	内装工	3,326円
44	ガラス工	3,177円
45	建具工	2,859円
46	ダクト工	2,869円
47	保温工	2,784円
48	建築ブロック工	-
49	設備機械工	2,805円
50	交通誘導員A	2,019円
51	交通誘導員B	1,764円
52	上記以外の職種	1,460円

備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、

当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。

- (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,540円
- (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額

- 3 「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。

附則

この告示は、令和7年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。

◎世田谷区告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬四丁目784番8の内
- 3 変更の区域
延長 16.61メートル
幅員 0.69メートルから
0.70メートルまで
面積 11.60平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月20日

◎世田谷区告示第788号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D283-03
- 2 変更の区間
世田谷区上馬四丁目784番8の内
- 3 変更の区域
延長 8.79メートル
幅員 0.53メートルから
0.58メートルまで
面積 4.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月20日

◎世田谷区告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 33-64
 - (2) 33-64
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区上馬三丁目860番3の内
 - (2) 世田谷区上馬三丁目860番3の内から858番4の内まで
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 12.36メートル
幅員 0.40メートルから0.41メートルまで
面積 5.09平方メートル
 - (2) 延長 16.17メートル
幅員 0.16メートルから0.19メートルまで
面積 2.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月20日

◎世田谷区告示第790号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは成城
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城九丁目30番12号成城ペアシティ三船107
- 3 事業者の名称 株式会社LAVA International
- 4 指定年月日 令和7年1月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第791号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアプランいのり
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目13番13号富岡コーポC-109
- 3 事業者の名称 株式会社HOPE
- 4 指定年月日 令和7年1月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第792号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115

条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和6年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアプランいのり
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目13番13号富岡コーポC-109
- 3 事業者の名称 株式会社HOPE
- 4 指定年月日 令和7年1月1日
- 5 サービスの種類 介護予防支援

◎世田谷区告示第793号

令和6年4月1日世田谷区告示第256号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月23日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第794号

令和6年4月1日世田谷区告示第257号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月23日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第795号

令和6年4月1日世田谷区告示第258号の一部を次のように訂正する。

令和6年12月23日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第796号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第202号
- 2 指定年月日 令和6年12月23日
- 3 指定する道路の種類 道路法(昭和27年法律第180号)による道路
- 4 道路の区域 世田谷区祖師谷二丁目41番1の内、41番11の内、41番15の内、41番16の内、41番19の内及び41番20
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.01メートルまで
- 5 道路の延長 146.96メートル

◎世田谷区告示第797号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区下馬一丁目88番14の内
- 3 変更の区域
 - 延長 10.79メートル
 - 幅員 0.54メートルから0.70メートルまで
 - 面積 7.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月24日

◎世田谷区告示第798号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-14
- 2 変更の区間 世田谷区代沢二丁目132番36の内から132番23の内まで
- 3 変更の区域
 - 延長 9.57メートル
 - 幅員 0.15メートル
 - 面積 1.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月24日

◎世田谷区告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目430番10の内から430番9の内まで
- 3 変更の区域
 - 延長 11.08メートル
 - 幅員 0.38メートルから0.40メートルまで
 - 面積 4.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月24日

世田谷区公報

◎世田谷区告示第800号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D339-08
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢四丁目69番22の内
- 3 変更の区域
延長 11.59メートル
幅員 0.63メートルから
0.65メートルまで
面積 7.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月24日

◎世田谷区告示第801号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年12月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第802号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年12月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第803号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和6年12月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第804号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2941号
- 2 指定変更年月日 令和6年12月25日
- 3 指定変更の位置 世田谷区用賀四丁目327番5の一部、327番6の一部、327番7の一部、327番11の一部、327番12の一部及

- び327番13の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
 - 5 道路の延長 変更前 12.45メートル
変更後 13.14メートル
 - 6 申請者氏名 齋藤 宗作

◎世田谷区告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-17
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田一丁目968番34の内
- 3 変更の区域
面積 1.62平方メートル

◎世田谷区告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷三丁目78番の内から74番11の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.07メートル
幅員 0.96メートルから
1.51メートルまで
面積 14.87平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年12月27日

◎世田谷区告示第807号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和6年12月27日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区宮坂三丁目30番先から世田谷区宮坂三丁目24番先まで
- 3 指定年月日
令和6年12月27日

公 告

◎世田谷区公告第70号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月3日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区野毛一丁目105番1の一部 105番7 105番8 106番2 106番3 106番8 106番9 106番10の一部	東京都新宿区中落合二丁目11番4号 株式会社ウルテック 代表取締役 磯俣雄二

◎世田谷区公告第71号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月3日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区玉川台二丁目194番5の一部 194番7の一部 194番9 195番4の一部	東京都世田谷区玉川台二丁目30番1号 株式会社ストリーム 代表取締役 高橋光毅

◎世田谷区公告第72号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第25条第1項の規定により二子玉川第2スカイハイツマンション建替組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 理事長の氏名
飯塚 知寛
- 2 理事長の住所
世田谷区玉川一丁目9番5-803号

◎世田谷区公告第73号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月11日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 玉堤二丁目 2694番1の一部 2694番38	東京都新宿区 新宿一丁目10番3号 太田紙興新宿ビル2階 京商プロパティ株式会社 代表取締役 松島嘉広

◎世田谷区公告第74号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和6年12月11日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水二丁目 213番7の一部 213番8 214番1の一部 214番11の一部 214番12	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 社代表取締役 嘉村徹

◎世田谷区公告第75号
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。
令和6年12月25日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第76号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和6年12月26日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水三丁目 12番27 12番28 12番29 12番30 12番31 12番32 12番33 12番34 12番35 12番36 12番37 12番38	愛知県名古屋市東区 泉一丁目23番22号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司

12番39	
12番40	
12番41	
12番42	
12番43	
12番44	

◎世田谷区公告第77号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和6年12月26日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水一丁目 129番1の一部 129番4 129番20の一部 129番22の一部 129番23 129番24	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 株式会社フージャースコーポレーション 代表取締役 小川栄一

◎世田谷区公告第78号
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。
令和6年12月27日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

規 則 (教)
次に掲げる規則を公布する。
令和6年12月13日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第12号
幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。
別表第3(第6条関係)
昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	号給	2級	3級	4級
1	1	1	1	
2	1	1	1	
3	1	1	1	

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	26	30
43	3	27	31
44	4	28	32
45	5	29	33
46	6	29	34
47	7	30	35
48	8	30	36
49	9	31	37
50	10	31	37
51	11	32	38
52	12	32	38
53	13	33	39
54	14	34	39
55	15	35	40

56	16	36	40	108	62	72	82	160	90		
57	17	37	41	109	63	73	83	161	91		
58	18	37	42	110	63	74	83	162	91		
59	19	38	43	111	64	75	84	163	92		
60	20	38	44	112	64	76	84	164	92		
61	21	39	45	113	65	77	85	165	93		
62	22	39	45	114	65	77		166	94		
63	23	40	46	115	66	78		167	95		
64	24	40	46	116	66	78		168	96		
65	25	41	47	117	67	79		169	97		
66	26	41	47	118	67	79					
67	27	42	48	119	68	80					
68	28	42	48	120	68	80					
69	29	43	49	121	69	81					
70	30	43	50	122	69	82					
71	31	44	51	123	70	83					
72	32	44	52	124	70	84					
73	33	45	53	125	71	85					
74	34	46	54	126	71	86					
75	35	47	55	127	72	87					
76	36	48	56	128	72	88					
77	37	49	57	129	73	89					
78	38	50	58	130	73						
79	39	51	59	131	74						
80	40	52	60	132	74						
81	41	53	61	133	75						
82	42	53	61	134	75						
83	43	54	62	135	76						
84	44	54	62	136	76						
85	45	55	63	137	77						
86	46	55	63	138	77						
87	47	56	64	139	78						
88	48	56	64	140	78						
89	49	57	65	141	79						
90	50	58	66	142	79						
91	51	59	67	143	80						
92	52	60	68	144	80						
93	53	61	69	145	81						
94	53	61	70	146	81						
95	54	62	71	147	82						
96	54	62	72	148	82						
97	55	63	73	149	83						
98	55	63	74	150	83						
99	56	64	75	151	84						
100	56	64	76	152	84						
101	57	65	77	153	85						
102	58	66	78	154	86						
103	59	67	79	155	87						
104	60	68	80	156	88						
105	61	69	81	157	89						
106	61	70	81	158	89						
107	62	71	82	159	90						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

次に掲げる規則を公布する。

令和6年12月27日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第13号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条」を「学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 学校職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第11条の2の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立学校職員の深夜勤務の制限及び超過勤務の免除又は制限に関すること。

第2条第1項第17号中「及び幼稚園教育職員」を「、幼稚園教育職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する指導主事」に改め、同項第22号及び第23号を次のように改める。

㉒ 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第42条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第7条に規定するものを除く。）に関すること。

㉓ 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第46条第3項の規定により教育委員会が処理するものとされている事項（同規則第9条に規定するものを除く。）に関すること。

第2条第1項中第24号から第34号までを

削り、第35号を第24号とし、第36号から第39号までを11号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第8号

教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場

学校職員の兼業等及び教員等の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

世田谷区教育委員会

第1条中「世田谷区立学校給食調理場」の次に「並びに世田谷区教育委員会事務局」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項に規定する指導主事

第2条第4項第1号中「区立学校等」の次に「(世田谷区立学校給食調理場及び世田谷区教育委員会事務局を除く。)」を加える。

訓 令 甲 (議)

◎世田谷区議会議長訓令甲第3号

区議会議事事務局

世田谷区議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月世田谷区議会議長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月2日

世田谷区議会議長

おぎの けんじ

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第10条第1項第1号中「健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この訓令による改正後の第10条第1項第1号の規定は、令和6年12月2日以後に受け付ける開示請求（世田谷区議会個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第26号）第18条第2項に規定する開示請求をいう。）、訂正請求（同条例第31条第2項に規定する訂正請求をいう。）及び利用停止請求（同条例第38条第2項に規定する利用停止請求をいう。）について適用する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和6年12月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和6年12月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和6年12月2日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,490

6分の1の数 129,082

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,748

◎世田谷区選挙管理委員会告示第55号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年12月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第17回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年12月20日

世田谷区農業委員会会長

宍戸 幸男

- 1 開催日時 令和6年12月26日（木）
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所東棟9階第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について